

令和3年度【第5期】

小値賀町営業時間短縮要請協力金申請要領

(要請期間) 令和4年2月14日(月)～同年3月6日(日)

【問合せ先】

小値賀町役場 産業振興課 商工観光係

TEL : 0959-56-3111 (代)

開設日時 : 令和4年3月22日 (火)

～4月 8日 (金)

午前9時から午後5時まで

(土日祝日を除く)

【申請先】

〒857-4701

小値賀町笛吹郷 2376-1

小値賀町役場 産業振興課 商工観光係

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、小値賀町営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

■非認証店及び午後8時までの営業時間短縮（酒類提供の終日自粛）を選択した認証店（全休業を含む）

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1—①の「1日あたりの支給額」×21日間

■午後9時までの営業時間短縮（酒類提供は午後8時まで）を選択した認証店（午後8時までの営業時間短縮であっても酒類の提供をした場合を含む）

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1—①の「1日あたりの支給額」×7日間
+表1—②の「1日あたりの支給額」×14日間

◎表1—①（午後8時までに営業時間を短縮（酒類提供は終日自粛）した店舗）

事業規模	算定方法	前年、前々年または前々々年の2月～3月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	1日あたりの支給額	備考
中小企業 (個人事業主含む)	売上高方式	7万5,000円以下	3万円	A
		7万5,000円超 25万円以下	前年、前々年または前々々年の2月～3月における1日あたりの飲食業売上高の4割	B
		25万円超	10万円	C
大企業 (中小企業も選択可)	売上高減少額方式		前年、前々年または前々々年との比較による本年2月～3月の1日あたりの飲食業売上高減少額の4割	D

第5期

令和3年度営業時間短縮要請協力金【第5期】
(要請期間 令和4年2月14日～3月6日)

			※上限：「20万円」	
--	--	--	------------	--

◎表1-② (2月21日(月)以降(22日以降に認証を取得した場合は認証日から)午後9時までに営業時間を短縮(酒類提供は午後8時まで)した認証店)

事業規模	算定方法	前年、前々年または前々々年の2月～3月における1日あたりの飲食業売上高(消費税を除く)	1日あたりの支給額	備考
中小企業 (個人事業主含む)	売上高方式	8万3,333円以下	2万5,000円	A
		8万3,333円超 25万円以下	前年、前々年または前々々年の2月～3月における1日あたりの飲食業売上高の3割	B
		25万円超	7万5,000円	C
大企業 (中小企業も選択可)	売上高減少額方式		前年、前々年または前々々年との比較による本年2月～3月の1日あたりの飲食業売上高減少額の4割 ※上限：「20万円」又は1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額	D

※留意事項

1. 事業規模は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の主たる事業の区分に依り以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

(1) 飲食業

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

(2) サービス業(カラオケなど)

第5期

令和3年度営業時間短縮要請協力金【第5期】
(要請期間 令和4年2月14日～3月6日)

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

2. 1日あたりの飲食業売上高について

1日あたりの飲食業売上高

= 前年、前々年または前々々年の2月～3月の飲食業売上高 ÷ 59(60)日 (※1円未満切り上げ)

※2020年と比較する場合は閏年(29日)となる

- ・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。
- ・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。
- ・開店1年の基準日は以下のとおりです。

【第5期の基準日】令和4年2月1日

- ・開店日が令和3年2月1日以前：開店1年以上(様式3-1A1またはB1)
- ・開店日が令和3年2月2日以降：開店1年未満(様式3-2A1)

令和3年2月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月13日までの飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「1日あたりの飲食業売上高(1円未満切り上げ)」とします。

3. 1日あたりの飲食業売上高減少額について

1日あたりの飲食業売上高減少額

= (前年、前々年または前々々年の2月～3月の飲食業売上高 ÷ 59(60)日 - 本年の2月～3月の飲食業売上高) ÷ 59日 (※1円未満切り上げ)

※2020年と比較する場合は閏年(29日)となる

- ・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 運営する店舗が小値賀町内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

2. 店舗が、令和4年**2月13日（日）**以前から運営されていること。

3. 令和4年**2月14日（月）**から**3月6日（日）**までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、以下の要請に応じること

（1）非認証店

午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

（2）認証店（ながさきコロナ感染対策認証店）**〈2月14日～2月20日〉**

午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

〈2月21日～3月6日〉**※次の①又は②を選択**

①午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの店舗はこちらを選択

②午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮(酒の提供は午後8時までとする)または終日休業したもの(通常の営業時間が午前5時から午後9時までの枠内の場合の対象外)。

※午後8時までの営業時間短縮であっても酒の提供をした場合はこちらを選択

(3) 2月21日以降に認証を取得した飲食店

〈2月14日～認証を取得した前日まで〉

午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮(酒の提供終日自粛)または終日休業したこと(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合の対象外)。

〈認証を取得した日～3月6日〉

※次の①又は②を選択

①午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮(酒の提供終日自粛)または終日休業したこと(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合の対象外)。

※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの店舗はこちらを選択

②午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮(酒の提供は午後8時までとする)または終日休業したもの(通常の営業時間が午前5時から午後9時までの枠内の場合の対象外)。

※午後8時までの営業時間短縮であっても酒の提供をした場合はこちらを選択

4. 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 小値賀町暴力団排除条例(平成24年11月1日条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 小値賀町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 小値賀町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

申請手続き等**1. 協力金の申請受付期間****令和4年3月22日(火)から4月8日(月)まで****2. 申請書類等**

以下の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

(1) 申請に必要な書類(小値賀町指定の様式)

- ① 提出書類チェックシート
- ② 小値賀町営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)
- ③ 誓約書(様式2)
- ④ 申請する店舗の情報【開店1年以上の非認証店舗用】(様式3-1A1)
- ⑤ 申請する店舗の情報【開店1年以上の認証店舗用】(様式3-1B1)
- ⑥ 申請する店舗の情報【開店1年未満の非認証店舗用】(様式3-2A1)

(2) 添付が必要な書類(チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。)

- ⑦ 本人を確認できる書類の写し **※個人事業主の場合のみ必要**
- ⑧ 振込先口座の通帳の写し
- ⑨ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
- ⑩ 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真
- ⑪ 店内(飲食スペース)の写真
- ⑫ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等(変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど)
- ⑬ **認証ステッカーを店舗に掲げていることが分かる写真又は認証決定通知書の写し(認証店のみ)**

※表1の「備考」欄でB、C、Dに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑭ 前年または前々年の確定申告書の控えの写し

ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、**住民税の申告書(市民税県民税申告書)の控えの写し**

※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出してください。

例)「個人」、表1の「備考欄」Bの場合

算出基礎資料を令和2年**2月～3月**とした場合、令和2年度(又は平成30年)の確定申告書が必要です。

なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、**法人設立届出書の写し**または**開業届の写し**が必要です。

⑮ 開店1年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の**2月～3月**の飲食業売上高がわかる書類(**売上帳等の帳簿の写し**など)

第5期

令和3年度営業時間短縮要請協力金【第5期】 (要請期間 令和4年2月14日～3月6日)

なお、開店1年未満の店舗の場合は、開店日から令和4年2月13日までの飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表1の「備考」欄でDに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

- ⑯ 店舗の本年の2月～3月の飲食業売上高がわかる書類
(売上帳等の帳簿の写しなど)

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

3. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・小値賀町役場 産業振興課
- ・小値賀町のホームページからダウンロード

4. 申請方法

小値賀町役場産業振興課で申請を受け付けます。

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。

- ・小値賀町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・申請する店舗の情報（様式3-1A1又はB1）（様式3-2A1）
- ・本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・飲食店・喫茶店営業許可証の写し

2. 上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。

例1) 様式1の申請者と口座名義人が一致しない場合

⇒協力金受領の「委任状」（任意様式）を提出。

例2) 営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合

⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。

例3) 営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合

⇒「申請する店舗の情報」（様式3-1A1又はB1）（様式3-2A1）の備考欄に、その理由を記載。

3. テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「**仮設**」の営業許可は対象外とします）。

イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式3-1A1又はB1）（様式3-2A1）の備考欄に、その旨を記載してください。

記載例) 帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断した。

4. 記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消し、協力金を全額返還いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額)の納付を求めています。
2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 本申請に係る書類、帳簿等については、令和9年3月31日まで保存をしてください。
4. 問合せ先
小値賀町役場 産業振興課 商工観光係
電話番号 0959-56-3111 (代)
5. 通知、支給の決定等
申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。